



# まちのお知らせ



子育てはうす ばすてる  
KOSODATE HOUSE PASTEL

へようこそ！



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。◆◆◆

## ◎親子で楽しむクリスマスコンサート フルートとアルパの優しい調べ♪

プログラム クリスマスメドレー、アメージング・グレイス など

演奏者 あるばと 澤田 智美（アルパ）、小栗 美佳（フルート）

日時 12月13日（土）午後2時30分～（開場：午後2時15分）（1時間程度）

定員 50人（親子あわせて）

入場料 200円 ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで  
申込む（電話可）。

申込期限 12月8日（月）※定員になり次第締切。



▲演奏者 あるばとさん

## ◎11月のスケジュール（予定）

ピヨピヨクラブ ひよこ組（0歳児クラス）…13日（木）、27日（木）

うさぎ組（1、2歳児クラス）…14日（金）、21日（金）

誕生会…17日（月）

休館日 4日（火）、5日（水）、12日（水）、19日（水）、25日（火）、26日（水）

※ピヨピヨクラブは申込状況により日程等が変更になる場合があります。  
また、詳しい内容はばすてるへおたずねください。

申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

## おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

### 第8回ファミサポ交流会を行いました♪

9月6日に総合町民センターにて交流会を行い、34人が参加しました。

この交流会は、ファミサポ会員同士の交流を深めるために行っているもので、利用会員、提供会員ともに参加し、和気あいあいとした楽しい交流の場になっています。

今回は、牛乳パックに絵を描いたり、シールをはって、コマを作って遊びました。大型絵本や紙芝居の読みきかせでは「もみもみおにいちゃん」や「どうぞのいす」を参加者全員で楽しく聴き、もみもみの歌に合わせて、だるまさんをもみもみしたり、親子でのスキンシップができました。

また「ミニミニ運動会」では「ボール入れ」「輪投げ」「綱くぐり」「借り物競走」で、楽しく遊び、交流ができました。

会員の皆さんが安心してファミサポを利用していただけるよう、今後も行っていきます。

次回は、12月頃に第9回交流会を予定していますので、皆さんの参加をお待ちしています。



▲牛乳パックコマ作り  
うまくまわるかなあ



▲絵本の読みきかせ  
本の中のへびさんが出てきたよ！



▲ミニミニ運動会  
輪投げの前で、はいチーズ♪

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ばすてる内） ☎ 34-1010



# まちのお知らせ



## 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業に用いる機械や備品等の資産）についても課税され、太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）も課税対象となる場合があります。次の「償却」資産に該当するものについては、毎年1月末までに申告をする必要があります。

### ◎課税の対象となる太陽光発電設備

| 設置者     | 10kw以上の太陽光発電設備（余剰売電・全量売電）                                                              | 10kw未満の太陽光発電設備（余剰売電）                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 個人（住宅用） | <b>償却資産の申告対象</b><br>家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となるため、申告対象となる。 | <b>償却資産の申告対象外</b><br>売電するための事業用資産とはならないため、申告対象外となる。 |
| 個人（事業用） | <b>償却資産の申告対象</b><br>個人であっても事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。           |                                                     |
| 法人      | <b>償却資産の申告対象</b><br>事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。                  |                                                     |

### ◎発電に係る設備の部分別評価区分

| 太陽光発電設備の設置方法                      | 太陽光発電設備 |    |        |             |        |       |
|-----------------------------------|---------|----|--------|-------------|--------|-------|
|                                   | 太陽光パネル  | 架台 | 接続ユニット | パワーコンディショナー | 表示ユニット | 電力量計等 |
| 家屋に一体の建材（屋根材など）として設置              | 家屋      | 家屋 | 償却     | 償却          | 償却     | 償却    |
| 架台に乗せて屋根に設置                       | 償却      | 償却 | 償却     | 償却          | 償却     | 償却    |
| 家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置 | 償却      | 償却 | 償却     | 償却          | 償却     | 償却    |

※家屋：家屋としての評価対象となるため、償却資産としての申告は不要

※償却：償却資産に該当するため、償却資産としての申告が必要

### ◎課税標準額の特例について

太陽光発電設備の設置時期、発電kw等により取得の翌年から3年度分に限り、固定資産税の課税標準額の特例が適用されます。特例対象については、申告時に相談してください。

提出書類：①償却資産申告書 ②種類別明細書

※提出書類は、税務課に備付けてあります。  
すでに申告をされている人については、12月中旬に申告書を送付します。

### ◎申告書の提出

申告期限：令和8年2月2日（月）

提出・問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

## 建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、建築物等耐震化促進事業を実施します。

### 危険なブロック塀の除却

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

◎対象となるもの 町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

◎対象者 対象となるブロック塀の所有者

◎補助金額 工事費の3分の2 ※1件あたり上限20万円（工事内容によって異なります）

◎受付期限 11月28日（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順。※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。次まで問合せください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## 楽しく健康体操教室(介護予防教室)に参加してみませんか？

楽しく健康体操教室では「定期的に体を動かしてすっきりしたい」「仲間やスタッフとの交流を楽しみにしている」などさまざまな目的で参加いただいています。心身ともにいつまでも健康に過ごせるよう、ぜひ参加してください。

◎**内容** 椅子に座ってできる体ほぐし体操・自宅でもできる簡単な筋トレ・楽しく体を動かす脳トレ

★福祉センターでは、他の教室より運動強度を上げた【楽しく健康体操教室プラス】を行っています！

◎**対象者** 町内在住で65歳以上の人

◎**日時・場所** 開始前に血圧測定等を行いますので、10分前には会場へお越しください。

| 場所             | 曜日           | 実施時間          | 11月        | 12月        | 1月         | 2月         | 3月         |
|----------------|--------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 大野<br>ふれあいセンター | 第2～第4<br>火曜日 | 午後2時<br>～3時   | 18日        | 9日<br>23日  | 20日        | 10日<br>17日 | 10日<br>24日 |
| 豊木<br>ふれあいセンター | 第1・第3<br>金曜日 | 午前10時<br>～11時 | 7日<br>21日  | 5日<br>19日  | 16日<br>30日 | 6日<br>20日  | 6日         |
| 富秋<br>ふれあいセンター | 第1・第3<br>水曜日 | 午後2時<br>～3時   | 5日<br>19日  | 3日<br>17日  | 7日<br>21日  | 4日<br>18日  | 4日<br>18日  |
| 西郡<br>ふれあいセンター | 第2・第4<br>水曜日 | 午後2時<br>～3時   | 12日<br>26日 | 10日<br>24日 | 14日<br>28日 | 25日        | 11日<br>25日 |
| 鶯<br>ふれあいセンター  | 第2・第4<br>木曜日 | 午後2時<br>～3時   | 13日<br>27日 | 11日<br>25日 | 8日<br>22日  | 26日        | 12日        |
| 川合<br>ふれあいセンター | 第2・第4<br>金曜日 | 午前10時<br>～11時 | 14日<br>28日 | 12日<br>26日 | 9日<br>23日  | 13日<br>27日 | 13日        |
| ★福祉センター        | 第2・第4<br>火曜日 | 午前10時<br>～11時 | 11日<br>25日 | 9日<br>23日  | 13日<br>27日 | 10日<br>24日 | 10日<br>24日 |

◎**費用** 無料

◎**持ち物** タオル・飲み物・屋内シューズ・運動のできる服装・健康チェック票（初めて参加される人は初回にお渡しします）

◎**申込方法**

参加される人は、直接会場へお越しください。いつでもお待ちしております！

**問合せ先** 地域包括支援センター（福祉課内） ☎ 35-5369

## ふれあい食体験教室

クッキングを通じ、家族のふれあいや会話を楽しんでみませんか。

お子さんと一緒に簡単にできる調理体験教室を開催します。

お気軽に参加してください。

◎**内容**

親子で挑戦！クリスマスメニュー

※実施内容は変更することがあります。

◎**対象者**

認定こども園・幼稚園年中相当 ～ 小学2年生の子どもを持つ親子

◎**日時**

12月6日（土）

午前9時30分～午後1時30分

◎**場所**

総合町民センター 料理室

◎**定員**

12組

◎**参加費**

1人200円

◎**持ち物**

エプロン、帽子（三角巾）、マスク、  
布巾4～5枚

◎**申込期限**

11月28日（金）



**申込・問合せ先** 保健センター ☎ 34-2333





## 不妊治療費の助成について

町では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、令和7年9月から不妊治療に要する費用の一部助成を開始しました。

### ◎対象者

- ・令和7年4月1日以降に不妊治療を終了した人
- ・健康保険を適用して不妊治療を受けた人
- ・特定不妊治療の場合は、岐阜県の特定不妊治療費の助成を受けている人

### ◎対象の不妊治療・助成額

| 不妊治療                | 助成額              |
|---------------------|------------------|
| 一般不妊治療（人工授精）        | 1年度につき上限5万円      |
| 特定不妊治療（体外受精または顕微授精） | 1回の治療期間につき上限10万円 |

※治療に係る自己負担額が対象経費となります。

※国、県または他の地方公共団体において助成された額は除きます。

詳しくは、大野町  
ホームページをご覧ください。



ホームページ  
二次元コード

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333



## 柿とバラの町農地・水・環境保全組織

「多面的機能支払交付金」を申請し、有効活用するために立ち上げられた組織

### 組織の活動

農村地域の過疎化・高齢化・混住化等に伴い、維持するのが困難になっている農村環境を農家・非農家ともに助け合って守っていくために制定されたのが「多面的機能支払交付金」です。

平成19年度より毎年、国・県・町より交付されているこの交付金は各地区に予算配分され、各地区の計画のもとに様々な活動が行われています。

### 瀬古区

景観形成のための芝桜植栽活動



### 瀬古区

植栽された水路沿いの芝桜  
見頃の頃



### 黒野東区

子ども会との連携による農業  
体験活動



### 中之元区

生態系保全を考慮しながらの  
ホタル水路草刈り活動



### 島部区

草刈り作業軽減のための  
防草シート張り活動



### 事務局

各学校との連携によるポスター・  
標語コンクール審査の様子



問合せ先 農林課 ☎ 35-5373

# 大野町職員の給与の状況の公表

町職員の給与について、次のとおり公表します。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

## ◎人件費

人件費とは、職員の給料・手当のほか、町長・議員等の特別職の給料報酬、各種委員報酬などのことをいいます。

これを令和6年度の一般会計の決算でみると次のようになります。

歳出総額 9,708,054 千円

| 人件費          | 人件費以外        |
|--------------|--------------|
| 1,399,227 千円 | 8,308,827 千円 |

・令和6年度の人件費率 14.4%

## ◎給与の内訳

令和7年度の一般会計当初予算に計上された職員の給与費は次のようになっています。(単位：千円)

| 給料      | 職員手当   | 期末勤勉手当  | 計       | 1人当たり給与費 |
|---------|--------|---------|---------|----------|
| 536,054 | 75,209 | 208,910 | 820,173 | 5,432    |

(注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

給料、各手当等には会計年度任用職員の給料、手当等も含んでいます。

## ◎平均給与月額

一般行政職 (令和7年4月1日現在)

| 平均給料月額    | 平均給与月額    | 平均年齢   |
|-----------|-----------|--------|
| 309,477 円 | 324,814 円 | 40.1 歳 |

技能労務職

| 平均給料月額    | 平均給与月額    | 平均年齢   |
|-----------|-----------|--------|
| 253,332 円 | 257,152 円 | 52.0 歳 |

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

2 技能労務職とは、学校の用務等作業に従事する職員のことをいいます。

## ◎初任給および経験年数による平均給料月額

(令和7年4月1日現在)

| 区 分     | 初 任 給     | 経験年数 10 年 | 経験年数 20 年 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 一般 大学卒  | 220,000 円 | 273,433 円 | —         |
| 行政職 高校卒 | 188,000 円 | 240,700 円 | —         |

※一般行政職の初任給は、国家公務員と同額です。

## ◎一般行政職員の級別の構成比

(令和7年4月1日現在、単位：人、%)

| 区 分      | 1 級  | 2 級  | 3 級   | 4 級  | 5 級 | 6 級  | 7 級   | 計     |
|----------|------|------|-------|------|-----|------|-------|-------|
| 標準的な職務内容 | 主事   | 主任   | 係長・主査 | 課長補佐 | 主幹  | 課長   | 部長・次長 |       |
| 職員数      | 20   | 25   | 32    | 9    | 7   | 14   | 4     | 111   |
| 構成比      | 18.0 | 22.5 | 28.9  | 8.1  | 6.3 | 12.6 | 3.6   | 100.0 |

(注) 1 一般行政職の給料表は7級制を採用しています。

2 標準的な職務内容とは、各職務の級に該当する代表的な職名です。

## ◎職員手当の状況

(令和7年4月1日現在)

|             | 区 分                                                                                                   | 期 末               | 勤 勉         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|
| 期末・<br>勤勉手当 | 6 月期                                                                                                  | 1.250 月分          | 1.050 月分    |
|             | 12 月期                                                                                                 | 1.250 月分          | 1.050 月分    |
|             | 職務上の段階等に応じた加算措置                                                                                       |                   | 有（5%～15%）   |
| 退職手当        | 区 分                                                                                                   | 自己都合              | 定年・応募認定     |
|             | 勤続25年                                                                                                 | 28.0395 月分        | 33.27075 月分 |
|             | 最高限度額                                                                                                 | 47.709 月分         | 47.709 月分   |
|             | その他の加算措置                                                                                              | 定年前早期退職特例措置（3%加算） |             |
|             | 令和6年度に定年退職した職員の1人当たりの平均<br>支給額（一般行政職）11,889 千円                                                        |                   |             |
|             |                                                                                                       |                   |             |
| 扶養手当        | 配偶者は月額3,000 円、子は11,500 円<br>その他の扶養親族1人につき月額6,500 円<br>16歳から22歳の子には月額5,000 円加算                         |                   |             |
| 住居手当        | 借家・借間居住者<br>家賃月額16,000 円を超える額に応じ、最高で<br>28,000 円まで支給                                                  |                   |             |
| 通勤手当        | ①交通機関等利用者<br>運賃相当額に応じ、最高150,000 円まで支給<br>②自動車等使用者<br>片道2 km以上の職員に対して、距離に応じ月額<br>2,000 円から31,600 円まで支給 |                   |             |

※町の手当の支給率等は国の基準に従って、国と同率です。

## ◎特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

| 区 分 | 給料・報酬月額等 | 期末手当                                       |
|-----|----------|--------------------------------------------|
| 給 料 | 町 長      | 720,000 円                                  |
|     | 副町長      | 580,000 円                                  |
|     | 教育長      | 540,000 円                                  |
|     | 議 長      | 310,000 円                                  |
| 報 酬 | 副議長      | 272,000 円                                  |
|     | 議 員      | 256,000 円                                  |
|     | 計        | 6 月期 2.30 月分<br>12 月期 2.30 月分<br>計 4.60 月分 |

(注) 期末手当の額は、給料・報酬月額に15%を乗じて得た額の合計額に、当該支給率を乗じて得た額とします。

## ◎職員数の状況

(令和7年4月1日現在、単位：人)

| 区 分           |         | 職員数  |      |     |
|---------------|---------|------|------|-----|
|               |         | 令和6年 | 令和7年 | 増減数 |
| 一般行政部門        |         | 118  | 116  | △ 2 |
| 教育部門          |         | 20   | 20   | 0   |
| 公営企業等<br>会計部門 | 水道      | 4    | 2    | △ 2 |
|               | 国保      | 2    | 2    | 0   |
|               | 後期高齢者医療 | 0    | 0    | 0   |
|               | I C     | 1    | 1    | 0   |
| 計             |         | 145  | 141  | △ 4 |

定員適正化計画の目標 新たな定員適正化計画(令和5年度～令和14年度)においては、総職員数を170人にすることを目標としています。新規採用者については、10か年の退職者の総数及び増加数を平準化して各年度の採用数を決定することで年代間の増減の格差がないよう、適正な定員の管理に努めていきます。



## 国保だより

3 すべての人に  
健康と福祉を



国民健康保険の医療費は、国や県、町からの補助金と、加入する皆さんにお支払いいただく保険税を財源としていますが、一人当たりの医療にかかる費用が年々増え続けています。日頃から、体調管理に気を配り、適切な医療受診を心がけましょう。

### 医療費を節約するために

#### かかりつけ医をもち、はしご受診、時間外受診は控えましょう

- ・病気やけがをしたとき、気軽に相談でき、病歴などを把握してもらうことで、より適切な医療を受けられます。
- ・診療に対する心配や不信は、まずきちんとかかりつけ医に相談しましょう。自分の判断だけで受診先を変更すること（はしご受診）は、金銭的にも身体的にも負担が大きくなります。また、やむを得ない場合以外は、時間外受診は控えましょう。
- ・救急車を呼んだ方がいいか、すぐに病院にいった方がいいか迷った時は、24時間対応している救急安心センターぎふ（電話番号#7119）を利用してください。また、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらいいのか、病院を受診した方がいいのかなど判断に迷った時は、こども医療電話相談（電話番号#8000）を利用してください。

#### ジェネリック医薬品やお薬手帳を上手に利用しましょう

- ・ジェネリック医薬品とは、特許が切れた新薬と同じ有効成分で製造された薬です。研究開発コストが少なく、新薬より安価で購入することができます。
- ・お薬手帳を1冊にまとめ、活用しましょう。薬の飲み合わせやもらい過ぎに気をつけ、薬が余っているときは、医師や薬剤師にチェックしてもらいましょう。
- ・マイナポータルでは、マイナンバーカードを利用して薬に関する情報が閲覧できます。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額や、お薬手帳アプリへ連携可能なQRコードが閲覧できます。

#### セルフメディケーションを心がけましょう

- ・セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。
- ・セルフメディケーションを行うために、自分自身で、適度な運動、栄養バランスの良い食事、十分な睡眠を心がける等の健康管理をしましょう。
- ・軽度な体調不良のときは、OTC医薬品（市販薬）などを利用しましょう。

#### マイナ保険証を利用しましょう

- ・本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。
- ・マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。
- ・限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



年に一度、特定健診を受けましょう！  
生活習慣病を早期に発見することが大切です。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368